

令和7年度 介護保険サービス事業者集団指導

【指定居宅介護支援】
（指定介護予防支援）

事業所運営等に係る留意点について

【 目 次 】

1. 指導監査制度について P. 2
2. 運営指導指摘事項等（運営基準） . . . P. 13
3. 運営指導指摘事項等（介護報酬） . . . P. 31
4. 運営指導指摘事項等（ケアプラン） . . P. 32
5. その他 P. 39

1. 指導監査制度について

(1) 指導監査の根拠法令

法令名：**介護保険法**（以下、「法」といいます。）

第23条	…文書の提出等	(運営指導の根拠)
第46条	…居宅介護サービス計画費の支給	(指定関係の根拠)
第83条	…報告等	(監査権の根拠)
第83条の2	…勧告、命令等	(監査後の根拠)
第84条	…指定の取消し等	(監査後の根拠)

1. 指導監査制度について

(2) 目的

- ①介護給付等対象サービスの質の確保
- ②保険給付の適正化

(3) 基本方針

指導は、サービス事業者等に対し、**各種指導形態**によって、利用者の**自立支援及び尊厳の保持**を念頭において、サービス事業者等の**支援**を基本とし、法令等に定める介護給付等対象**サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する基準等**について周知徹底させることを方針とする。

1. 指導監査制度について

(4) 指導の形態

① 集団指導…講習等の方式で実施 (年1回)

② 運営指導…事業所にて市職員が現場確認 (随時)

③ 監査…必要に応じて市職員が実地検査

指 導…制度管理の適正化とよりよいケアの実現

監 査…不正請求や指定基準違反に対する機動的な実施

1. 指導監査制度について

(5) 集団指導の実施方法

①介護給付等対象サービスの取扱い

(制度や基準の周知・解説、指定更新事務等)

②介護報酬の請求内容

(適正な請求事務)

③制度改正内容及び過去の指導事例

上記等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により実施（ホームページ等の活用による実施も可能）

1. 指導監査制度について

(6) 運営指導の実施方法

- ① (原則) **1か月前までに**文書で実施日等を通知
事前の準備書類の作成依頼・提出

- ② (当日) 関係書類の閲覧 (コピーをいただくこともあります)
管理者及び関係者への聞取りや現場確認
④必要に応じて監査への移行も行います

- ③ (後日) **指導結果**の通知
(運営指導の当日に後日回答としたものを含む)

1. 指導監査制度について

(7) 運営指導で改善を要すると認められた場合

- ・ 指導の結果、市から文書で通知のあった事項については、**改善報告書**を提出
- ・ その他（必要に応じて）

改善報告書の現場確認
再度の運営指導
監査（実地検査）の実施

1. 指導監査制度について

(8) 監査と運営指導の違い (海南省の場合)

項目	運営指導 (法第23条)	監 査 (法第83条・第83条の2) (法第84条・第85条)
指導の拘束力	—	改善勧告に従わない場合は公表・改善命令(公示)・指定取消(公示)
虚偽答弁の罰則	—	30万円以下の罰金(法第209条)
権限の相違	帳簿類の提出・提示を求める	帳簿類の提出・提示を命じる
出頭命令	—	○
関係人への質問	—	○
関係場所への立入	—	○

1. 指導監査制度について

(9) 行政指導及び行政処分の程度

①行政指導

◇改善指示…基準違反に対する指示

◇改善勧告…改善指示に従わないときは公表

②行政処分（事由により異なる）

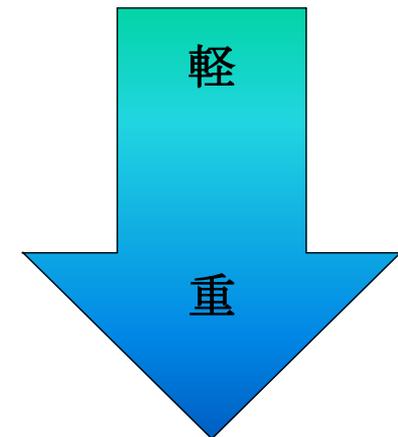
◆改善命令

◆指定効力の一部停止

◆指定効力の全部停止

◆指定取消し

} 公示



1. 指導監査制度について

(10) 3つの行政処分について

(指定効力の一部停止・指定効力の全部停止・指定取消)

改善命令等の措置を行っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合に行います。

⑨不正な手段により指定を受けたときや悪質な不正請求等の場合は、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消処分を行うことができます。

※勧告に従わない場合は、その旨の公表や行政処分の公示を行います。

1. 指導監査制度について

(11) 3つの行政処分の概要

処分内容	効力の制限	具体例
指定効力の一部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、一部停止すること	新規利用者の受入れを一定期間不可とすること
指定効力の全部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、全部停止すること	従来及び新規利用者の介護サービス提供や報酬請求の効力を、一定期間、一切不可とすること
指定取消	全ての効力を取消すること	全ての利用者の受入れを不可とすること

1. 指導監査制度について

(12) 経済上の措置

① 勧告・命令・指定取消し等

(例) 法に基づいて**介護報酬の返還**

② 命令・指定取消し等

(例) ①の返還**+100分の40を乗じた加算金**

※その他、必要に応じて厚生労働大臣及び和歌山県知事に報告。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（1）運営に関する基準 **㊟管理者は必読**

『運営基準』

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

（平成11年3月31日厚生省令第38号）

『解釈通知』

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

（平成11年7月29日老企第22号）

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（2）運営基準第4条第1項関係（1／2）

（内容及び手続の説明及び同意）

【指摘事例①】

重要事項説明書の記載についての指摘

- ・ 営業日及び営業時間などが、運営規程の記載と異なっている。
- ・ 利用料及びその他の費用について、改定前の金額になっていたり、人数区分や加算名称などに誤りや記載不足がある。
- ・ 記録の保存年限や始期が「サービス提供から5年間」となっていない。
- ・ 運営規程や介護サービス情報公表システムの記載内容と異なっている。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（2）運営基準第4条第1項関係（2／2）

（内容及び手続の説明及び同意）

【指摘事例①の解説】

契約書や重要事項説明書、運営規程の記載内容に整合性がなく、営業日や時間、金額、同じ内容の項目において記載が異なる事例が散見されます。

例えば、営業日を変更した時などは実態に合わせて全ての書類において訂正するなど、常に内容の整合性を確認するようにしてください。介護サービス情報公表システムについても同様です。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（3）運営基準第13条関係（1／3）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

【指摘事例②】

居宅サービス計画書の作成方法についての指摘

- ・ サービス利用票の「作成年月日」が、居宅サービス計画からサービス利用票を作成し、利用者の同意を得た日付となっていない。
- ・ サービス担当者に個別サービス計画書の提出を求め、居宅サービス計画との連動性や整合性について確認できていない。
- ・ 居宅介護支援経過にアセスメントの実施やサービス担当者会議の開催など、基準上必要とされている項目について実施したことが記載できていない。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（3）運営基準第13条関係（2／3）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

【指摘事例②】

居宅サービス計画書の作成方法についての指摘（続）

- ・ 居宅介護支援経過に記載されている日付と各帳票に記入されている日付が一致しない。
- ・ ケアマネジメントプロセスの順序通りに進められていない。もしくは、順序に反する日付が居宅介護支援経過や帳票に記載されている。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（3）運営基準第13条関係（3／3）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

【指摘事例②の解説】

ケアマネジメントを実施するにあたっては、居宅サービス計画書記載要領の内容を熟読のうえ行ってください。

ケアマネジメントプロセスの順序が守られていない、矛盾する日付が記載されている、居宅介護支援経過に正しく記載できていないなど問題のあるケースが散見されます。

各帳票に記載する日付は作成日なのか、それとも利用者の同意を得た日なのかなど、記載要領をよく確認してください。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（4）運営基準第19条第1項関係（1／2）

（勤務体制の確保）

【指摘事例③】

「常勤」や「専従」の考え方が間違っている。

タイムカードなどと勤務表で、従業員の勤務状況（勤務日、時間など）の把握が異なっている。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（4）運営基準第19条第1項関係（2／2）

（勤務体制の確保）

【指摘事例③の解説】

「常勤」や「専従」の考え方は以下の通りとなりますので、事業所の管理者は必ず把握しておいてください。

「常勤」：勤務時間が、当該事業所において定められた、常勤の従業者が勤務すべき時間（週32時間以上）に達している者をいう。

正社員やパートタイム等の雇用形態は問わない。

「専従」：サービス提供時間を通じて、当該職種（管理者、介護支援専門員など）以外の職務に従事しないことをいう。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（5）運営基準第19条の2第2項関係（1／2）

（業務継続計画の策定等）

【指摘事例④】

定期的（年1回以上）に開催することが必要とされている、業務継続計画に基づく研修及び訓練が実施できていない。または、研修及び訓練の記録が個別に残せていない。さらには、参加できていない従業員にも研修や訓練で実施した内容を周知したことが確認できない。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（5）運営基準第19条の2第2項関係（2／2）

（業務継続計画の策定等）

【指摘事例④の解説】

事業所において策定した業務継続計画に基づき、年1回以上の研修と訓練を実施するとともに、それぞれの記録を残し、その内容を参加できていない従業員にも周知したことが分かるようにしておいてください。

なお、感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施しても差し支えありません。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（6）運営基準第21条の2関係（1／2）

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

【指摘事例⑤】

おおむね六月に一回以上の開催が必要となる、「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」において検討した内容を、全ての従業者に周知したことが確認できない。

また、定期的（年1回以上）に開催することが必要とされている、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が実施できていない。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（6）運営基準第21条の2関係（2／2）

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

【指摘事例⑤の解説】

感染症が発生し、又はまん延しないように、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について記録を作成し、全従業者に周知したことが分かるようにしておいてください。

また、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するとともに、その記録を残し、全従業者に周知したことが分かるようにしておいてください。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（7）運営基準第22条第3項関係（1／2）

（揭示）

【指摘事例⑥】

原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとあり、ホームページ等で公表しているのだが、更新されていない情報を揭示していることがある。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（7）運営基準第22条第3項関係（2／2）

（揭示）

【指摘事例⑥の解説】

ウェブサイトとは…法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことを指します。

揭示する内容は最新の情報に更新するようにしてください。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（8）運営基準第23条第1項，第2項関係（1／2）

（秘密保持）

【指摘事例⑦】

介護支援専門員及びその他の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならず、退職後も秘密を保持し続けることとされており、そのため必要とされる措置（雇用契約書や秘密保持に関する誓約書の締結）に不備がある。

日付や押印などが漏れている、退職後のことに言及されていないなどの事例があった。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（8）運営基準第23条第1項，第2項関係（2／2）

（秘密保持）

【指摘事例⑦の解説】

事業者は利用者及びその家族の秘密を保持するため、入職時に秘密保持に係る誓約書を締結するなど、適切な措置を確実に実施してください。

また、日付や押印が漏れていないか、退職後のことに言及していないなどの不備が無いか、現在在籍している全ての従業者と誓約できているかなど今一度確認してください。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（9）運営基準第27条の2関係（1／2）

（虐待の防止）

【指摘事例⑧】

虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について全ての従業者に周知を徹底しなければならないとされているところ、全ての従業者に周知していることが確認できませんでした。

2. 運営指導指摘事項等（運営基準）

（9）運営基準第27条の2関係（2／2）

（虐待の防止）

【指摘事例⑧の解説】

虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に行き、その検討結果を記録に残し、委員会に参加していなかった全ての従業者に周知し、それが確認できるようにしておいてください。

全ての従業者で議事録を回覧し、サインや押印をするなどの方法が考えられます。

3. 運営指導指摘事項等（介護報酬）

（1）介護報酬に関する基準 **㊟管理者は必読**

『厚生省告示第20号』

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成12年2月10日厚生省告示第20号）

『老企第36号』

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

4. 運営指導指摘事項等（ケアプラン）

（1）ケアプランに関する基準等 **㊟管理者は必読**

運営基準と解釈通知（13ページ参照）

+

記載要領（老企第29号）

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）

※ケアプラン点検事業における指摘事項等については、「ケアプラン点検事業 指摘事項等」（資料2）を参照。

4. 運営指導指摘事項等(ケアプラン)

(2) 居宅サービス計画書

【指摘事例①】

居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性や整合性を確認できていない。

【指摘事例①の解説】

介護支援専門員は居宅サービス計画書を交付した時は、各サービス担当者に個別サービス計画書の提出を求め、居宅サービス計画との連動性や整合性を確認してください。

4. 運営指導指摘事項等(ケアプラン)

(3) 居宅介護支援経過(第5表) (1/5)

【指摘事例②】

- ・ケアマネジメントプロセス上、必要とされている項目について居宅介護支援経過に記載されていない。
- ・他の帳票との、利用者に同意を得た日付などの整合性がない。

4. 運営指導指摘事項等(ケアプラン)

(3) 居宅介護支援経過(第5表) (2/5)

【指摘事例②の解説】

居宅介護支援経過(第5表)は、介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段(「訪問」、「電話」・「FAX」・「メール」等)とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載してください。

4. 運営指導指摘事項等(ケアプラン)

(3) 居宅介護支援経過(第5表) (3/5)

【指摘事例②の解説】

具体的には、以下のような客観的な事実や判断の根拠を、簡潔かつ適切な表現で記載してください。

- ・ 日時、対応者、その内容や利用者や家族等の発言等
- ・ サービス事業者等との調整、支援内容等
- ・ 居宅サービス計画の「軽微な変更」の場合の判断根拠等

4. 運営指導指摘事項等(ケアプラン)

(3) 居宅介護支援経過(第5表) (4/5)

【指摘事例②の解説】

「項目」欄を活用し、ケアマネジメントプロセスに沿った標題を付して記録することで、より客観性が高まります。次頁に標題の一例をお示ししますので、参考としてください。

4. 運営指導指摘事項等(ケアプラン)

(3) 居宅介護支援経過(第5表) (5/5)

【指摘事例②の解説】

<「項目」欄に記載する標題の一例>

1. アセスメント実施
2. 居宅サービス計画原案作成
3. サービス担当者会議開催
4. 居宅サービス計画の同意・交付
5. 個別サービス計画の提出依頼
6. モニタリング実施(再アセスメント)
7. サービス利用票の同意・交付 など

5 その他

(1) ケアマネジメントに関する基本方針について

平成30年4月より和歌山県から居宅介護支援事業者の指定等に係る権限が移譲されたことにより、本市ではケアマネジメントに関する保険者としての基本方針を定めています。

令和3年3月25日付で当該方針を 別紙3 のとおりに改定しておりますので、あらためてご確認ください。

5 その他

(2) お問い合わせ等

介護サービスの人員・設備・運営基準、介護報酬等について、各種基準や通知、厚生労働省のQ&A、本市からの事務連絡に明記されている内容のご質問をいただく事例が散見されます。

ご質問の前には各種基準等を十分にご確認いただき、なお不明な点について、海南市ホームページに掲載しております『質問票』に記入のうえEメール又はファックスにて高齢介護課 指定・指導班 までお問い合わせください。また、メールアドレスの変更若しくは追加登録をご希望の場合も指定・指導班あてご連絡くださいますよう、お願いいたします。

※法令・基準等については、「厚生労働省法令等データベースサービス (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)」をご確認ください。